

利用者送迎バス運行業務委託特記仕様書

1. 業務名

利用者送迎バス運行業務

2. 業務形態

利用者送迎バス運行業務委託候補者として選定された者（以下、「委託事業者」という。）は本仕様書に基づき、道路運送法第43条に基づく特定旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

3. 運行主体

運行主体は委託事業者とする。

4. 委託期間

平成31年8月から平成36年3月31日まで

※平成32年度以降については、当該契約年度の前年度までの業務実績等を考慮のうえ、公益財団法人いきいき埼玉（以下、「財団」という。）と委託事業者で協議を行い、特段の事情がない場合は、履行期間の平成36年3月31日まで年度毎に契約を締結するものとする。

5. 運行開始手続

委託事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実にを行うこと。

6. 運行内容

(1) 運行の目的

①埼玉県県民活動総合センター（以下、「センター」という。）の利用者の交通手段を確保する。

②高齢者、障がい者など交通弱者の交通手段を確保する。

(2) 運行路線

センターと埼玉新都市交通ニューシャトル内宿駅を結ぶ区間の運行。

(3) 運行日

年末年始の休館日及び月2回の施設点検日を除く335日（うるう年については336日）の毎日の運行とする。

(4) 運行時間

概ね、午前8時15分～21時45分までの間（休憩時間を含む。）

※運行ダイヤの設定及び変更については、財団と協議のうえ、これを定める。

(5) 運行便数

1日当たり40便

(6) 運行車両台数

1台

(7) バス停留所標識

バス停留所標識は財団の管理とし、設置、修繕等は委託事業者とする。

7. 運行車両

- (1) 運行車両は、委託事業者が確保すること。
- (2) 運行車両は、中型又は小型バス（マイクロバス可）で、自動扉、身体障がい者や車椅子の乗客が乗降可能で車椅子を折りたたまずに固定できる設備などを備えた車両であること。
- (3) 緊急時、整備点検、修理時の代替車両を確保すること。
- (4) 運行車両は、「道路運送車両の保安基準」並びに「道路運送車両の保安基準の細則を定める告示」に定められた基準を満たしていること。
- (5) 運行車両は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」第8条第1項の規定に基づく「公共交通移動等円滑化基準」に適合していること。
- (6) 運行車両は、常に適正に整備すること。
- (7) 運行車両の車検等整備点検・修繕については、委託事業者で対応すること。

8. 業務内容

業務の内容は概ね次に掲げる業務とする。ただし、業務内容を変更・追加することがある。

- (1) センター無料送迎バスとして、乗降客の安全確保、車椅子利用者等の乗降補助、ダイヤ管理、車内アナウンス、緊急時対応（連絡・予備車両の確保など）
- (2) バス運行に関する許認可申請に係る業務
- (3) 運行業務に関する各種調査業務に係る協力

9. 運行管理

- (1) 乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。
- (2) 委託事業者は、本業務に関する業務責任者を置くこと。
- (3) 業務責任者は、連絡体制を整備し、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにすること。
- (4) 乗降客の状況について、日々記録し、利用状況報告書として月毎にまとめ、運行月の翌月10日までに提出すること。
- (5) 定期報告以外で、財団が運行状況、利用状況のデータ等の提出を求めた場合は、遅滞なく提出すること。
- (6) 委託事業者は、防犯、防災に関する情報を入手した場合や緊急事態が発生した場合は、速やかに対応し、財団及び関係機関との連携を図るもの

とする。

10. 運行業務

- (1) 委託事業者は、乗務員について、厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないよう配慮すること。
- (2) 乗務員は、埼玉県施設に関するバスを運転していることを自覚し、安全運転に努めること。
- (3) 車両は、常に良好な状態であるよう清掃をすること。
- (4) 委託事業者は、対人、対物、搭乗者及び車両の事故について、一切の責任を負い、保険の請求に必要な手続き等一切の処理を行うものとする。
- (5) 委託事業者は、事故発生時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にし、事故が発生した場合は、速やかに財団へ報告するものとする。
- (6) 委託事業者は、事故の発生等業務遂行に障害が発生した場合には、関係機関への連絡や代替車両の手配など、速やかな対応を行うこと。
- (7) 事故発生によるすべての費用は、委託事業者が負うものとし、適切な自動車保険に加入すること。

11. 負担区分

- (1) 運転手の控室は財団で用意する。
- (2) 業務実施に必要な機材、消耗品等は委託事業者の負担とする。ただし、最低限必要な電気、水道については財団の負担とする。